

湖南省庁舎整備基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、湖南省庁舎整備基本計画策定業務を委託するに当たり、価格のみによる競争ではなく、当該業務に対する取り組み姿勢及び実施体制などの業務遂行能力などを総合的に評価した上で、当該業務の履行に最も適した者を契約候補者として選定することを目的として実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

湖南省庁舎整備基本計画策定業務

(2) 業務場所

滋賀県湖南省 湖南省役所東庁舎・西庁舎及びその周辺

(3) 業務の内容

別紙「湖南省庁舎整備基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌開庁日から令和7年1月31日まで

3 業務設定価格

本プロポーザルの委託料は、24,590,000円（消費税相当額を含む。）を上限とする。

4 実施スケジュール

(1) 実施の公告・公募の開始日	令和5年5月 9日（火）
(2) 参加表明書提出期限	令和5年5月16日（火）
(3) 参加資格審査結果の通知	令和5年5月22日（月）（予定）
(4) 技術提案書等に関する質問の受付	令和5年5月23日（火）～5月25日（木）
(5) 質問に対する回答	令和5年5月29日（月）
(6) 技術提案書等提出期限	令和5年6月 9日（金）
(7) プレゼンテーション等の実施	令和5年6月15日（木）
(8) 結果通知書の通知	令和5年6月20日（火）（予定）
(9) 契約の締結	令和5年6月下旬（予定）

5 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

- (2) 平成25年(2013年)4月1日以後に、延べ床面積が5,000㎡以上ある国又は地方公共団体の庁舎の新築・増築・耐震補強の設計業務等において次のいずれかの業務を受託し、これを履行した実績(事業協力者としての実績を除く。)を有する者であること。
- ア 基本構想策定業務
 - イ 基本計画策定業務
 - ウ 基本・実施設計業務
 - エ 実施設計業務
- (4) 次の条件を満たす管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置できる者であること。
- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する技術者。配置技術者の兼任は認めない。
 - イ 技術士法(昭和58年法律第25号)に規定する建設部門に登録している者。
 - ウ 直接雇用している者。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の要件に該当する者でないこと。
- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別加算開始の申立てがなされている者。
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者。
- (6) 次の要件に該当する者でないこと。
- ア 役員等(参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、本プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者。
 - イ 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者。
- (7) 参加表明書等の提出時において、湖南市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 参加表明書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、湖南市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

6 入札参加資格名簿未登録者の参加資格申請

本プロポーザルの参加希望者のうち、湖南市入札参加資格名簿に測量コンサルタント業務で登録

されていないものは、次のとおり申請すること。

(1) 申請書の受付期間及び受付場所等

受付期間 公告の日より、令和5年5月16日（火）まで
土日祝を除いた午前9時から午後5時

受付場所 湖南省役所東庁舎3階 総務部総務課 営繕・庁舎整備係

提出書類 湖南省入札参加資格審査申請要項を参考に申請書類を提出して下さい。
(湖南省ホームページの入札・契約を参照)

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 営業許可・営業資格等が確認できる書類の写し
- エ 使用印鑑届
- オ 財務諸表類
- カ 商業登記簿謄本もしくは代表者の身分証明書
- キ 納税証明書もしくは未納税額のない証明書
- ク 営業所一覧表（任意様式）
- ケ 誓約書
- コ 委任状
- サ 資本関係・人的関係調書

そ の 他 ・ 申請書、その他すべての書類は、本店（本社）名で申請して下さい。
・ 申請書ア～サは、列記順に並べ、左上角1箇所をホッチキス止めしてください。
・ 申請に不要な書類等が添付されていた場合は処分します。

(2) プロポーザル参加資格申請時に受領書を発行するが、申請書の内容を確認したものではない。

(3) 受付後、プロポーザルに参加する為の参加資格を審査し、参加資格を有すると認めたものをプロポーザル参加対象者とし、令和5年5月22日（月）までにメールにより通知し、後日原本を郵送する。

(4) 前項で認めたプロポーザル参加資格については、本プロポーザルのみ有効とする。

7 参加申込みの手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び湖南省契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 主要業務実績一覧表（様式第3号）及び契約書の写し
- エ 管理技術者又は担当技術者実績調書（様式第4号）
- オ 技術者資格を証する資料 任意様式

(2) 参加資格審査結果の通知

参加者を審査し、参加資格審査結果通知書（様式第5号）により電子メール及び郵送通知。

通知予定日：令和5年5月22日（月）

（3）技術提案書等に関する質問の受付

電子メールにより質問書（様式第6号）を提出すること。

受付期間：令和5年5月23日（火）～5月25日（木）午後5時必着

電子メール：knzai@city.shiga-konan.lg.jp

※送信後、確認のための電話連絡を行うこと。

（4）質問に対する回答

令和5年5月29日（月）までに湖南市ホームページに掲載する。

8 技術提案書等の提出

参加資格を有するとの通知を受けた者は、下記の書類を持参又は郵送により提出すること。

提出期限：令和5年6月9日（金）午後5時必着

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、簡易書留にて送付し、提出期限に必着のこと。

① 業務実施体制表（様式第7号）

② 配置予定技術者調書

（管理技術者）（様式第8－1号）

（担当技術者）（様式第8－2号）

（照査技術者）（様式第8－3号）

③ 協力業者等調書（様式第9号）

④ 業務工程スケジュール 任意様式

仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記載する。

⑤ 技術提案書

「湖南市庁舎周辺整備計画（基本構想）」及び「第二次湖南市総合計画後期基本計画」を踏まえ、本市庁舎整備の在り方について、次の項目を事業提案（イメージ図を含む）すること。なお、提案者の社名、個人名の記載及び社名、個人名が特定できる記号等は一切記入してはいけない。

1. 市民に開かれた、誰もが使いやすい庁舎についての考え方を示すこと。
2. 市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる庁舎についての考え方を示すこと。
3. 社会情勢の変化に対応できる、長寿命で柔軟性の高い庁舎についての考え方を示すこと。
4. 環境に配慮した庁舎についての考え方を示すこと。

⑥ 見積書（様式第10号）

見積額の積算根拠等の詳細について、別紙見積内訳を添付すること。

9 提出書類の取扱い

（1）技術提案書の様式は任意とし提案書の枚数は特に制限はないが、わかりやすく簡潔に記載すること。

（2）提出された書類については、差し替え・再提出できないものとし、採用・不採用に関わらず返却は行わない。

- (3) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 技術提案書は1者1提案とする。
- (5) 技術提案書は、湖南省情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とする。

10 審査方法等

(1) 審査方法

- ・プレゼンテーション審査及びヒアリングにより行う。
- ・提案時間は20分、質疑応答は20分とする。
- ・当日の参加人数は4名以内で、提案説明を行うものは本業務を専任する管理技術者または担当技術者とする。

(2) 審査予定日

令和5年6月15日（木）

(3) 選定委員

湖南省庁舎整備基本計画策定業務公募型プロポーザル選定委員会（市職員6名程度を予定）

(4) 会場等

会場は湖南省役所東庁舎内とし、パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。

※プロジェクターは用意するが、持ち込みも可とする。

※その他詳細は技術提案書を提出した者に対して別途通知する。

(5) 審査基準

下記の項目を基本に審査を実施する。

ア 業務遂行能力 【15点】

- ・本業務に取り組む意欲が高く、協力する姿勢があるか。
- ・本市の要望等にも柔軟に対応する姿勢がみられるか。
- ・同種業務の実績が十分にあるか。
- ・本業務を確実に遂行できる実施体制であるか。

イ 業務工程スケジュール 【5点】

- ・業務工程が具体的に設定され実施可能な内容であるか。
- ・期限内に業務が確実に完了するか。

ウ 事業提案（1）から（4） 【各15点】

- ・各項目の提案内容が分かりやすく、的確であるか。
- ・本市への提案として妥当性があるか。
- ・業務提案書はわかりやすく配慮されているか。
- ・提案書及び説明に説得力があるか。

エ 本市の現状・課題の理解度、的確性。 【10点】

- ・本市の現状・課題を理解しているか。
- ・提案項目は、具体的かつ現実的に提案されているか。

オ 価格評価 【10点】

- ・提案内容に対して適正な見積かどうか。

1.1 選定結果の通知

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に選定又は非選定の結果を通知する。

通知予定日：令和5年6月20日（火）

1.2 契約手続等

(1) 契約の締結

契約候補者に選定された者と市との間で、委託内容、経費について再度調整を行い、協議が調ったときは、委託契約を締結する。

契約締結予定日：令和5年6月下旬

(2) 契約代金の支払

契約代金の支払いについては、精算払いとする。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限に提出されない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積書が本仕様書に定める業務設定価格を超える場合。
- (4) 5に示す参加資格を欠くことになった場合。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに指定された者が出席しない場合。
- (6) 本件に関し、本選定委員会委員に接触し又は接触しようとした場合。
- (7) その他、選定委員会が不適切と認めた場合。

1.4 問い合わせ先

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 総務部総務課 営繕・庁舎整備係

担当：吉里、山下

TEL：0748-71-2313

FAX：0748-72-3390

E-mail：kanzai@city.shiga-konan.lg.jp